

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年3月31日

【発行者の名称】

ハウジング・スタッフ株式会社
(Housing staff Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 平儀野 好美

【本店の所在の場所】

島根県松江市東津田町 453 番地 2

【電話番号】

0852-67-5713 (代表)

【事務連絡者氏名】

常務取締役管理本部長 横山 文男

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market
また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

ハウジング・スタッフ株式会社
<https://housing-staff.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
証券会員制法人福岡証券取引所
<https://www.fse.or.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第 3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において

日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market においては、J-Adviser 及び F-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser 及び F-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser 及び F-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられる Fukuoka PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 中間会計期間	第16期 中間会計期間	第14期	第15期
会計期間	自2024年7月1日 至2024年12月31日	自2025年7月1日 至2025年12月31日	自2023年7月1日 至2024年6月30日	自2024年7月1日 至2025年6月30日
売上高 (千円)	1,566,256	1,554,525	4,244,487	4,029,214
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△70,950	△98,971	122,492	37,390
当期純利益又は中間純損失 (△) (千円)	△46,444	△65,259	65,634	14,199
純資産額 (千円)	1,331,206	1,326,630	1,381,584	1,391,695
総資産額 (千円)	5,810,323	6,430,303	5,453,558	6,353,267
1株当たり純資産額 (円)	1,823.57	1,817.30	1,892.58	1,906.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり中 間純損失金額 (△) (円)	△63.62	△89.40	89.91	19.45
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利 益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.91	20.63	25.33	21.91
自己資本利益率 (%)	△3.42	△4.80	4.87	1.02
株価収益率 (倍)	—	—	—	41.12
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	△298,349	△278,926	57,043	△293,043
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	341	△257,024	△94,145	△177,721
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	245,756	174,157	541,605	1,014,077
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,784,902	2,018,673	1,837,155	2,380,468
従業員数 (名)	83 (11)	77 (11)	79 (6)	77 (5)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第15期中間会計期間及び第16期中間会計期間は、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第14期及び第15期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第14期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。第15期中間会計期間及び第16期中間会計期間は、中間純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 配当性向及び1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び嘱託契約の従業員）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 第14期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、Amaterasu 有限責任監査法人の監査を受けており、第15期中間期、第15期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項に基づき、Amaterasu 有限責任監査法人の監査を受けております。また、第16期中間期の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項に基づき、Amaterasu 有限責任監査法人の期中レビューを受けております。
8. 2024年9月26日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり中間純損失金額を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
77 (11)	39.8	4.3	4,406

セグメントの名称	従業員数(人)
戸建住宅事業	58 (3)
中古再生・収益不動産事業	4 (0)
その他	15 (8)
合計	77 (11)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済状況は、個人消費の持ち直しや企業収益の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、エネルギー価格の変動や為替相場の不安定な動き、海外経済の減速懸念など依然先行き不透明な状況が続いております。

当社の属する住宅業界におきましては、住宅ローン減税制度など各種の住宅取得支援制度が継続しているものの、国土交通省公表の全国の新設住宅着工数（持家）は、2025年7月から12月の累計で前期比92.1%となりました。同様に当社の主要な販売エリアとなる、島根県及び鳥取県では、2025年7月から12月の累計でそれぞれ前期比95.2%及び84.5%となりました。

このような事業環境の中、当社は、戸建住宅事業における品質向上と顧客対応力の強化に取り組み、既存事業の着実な推進を図りました。施工品質の維持管理やアフターサービスの充実を通じて、顧客満足度の向上に努めております。

一方で、費用面につきましては、戸建住宅事業の競争力向上を目的として、人材獲得や営業体制の整備に向けた投資を継続したことにより、販売管理費が増加いたしました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は1,554,525千円（前年同期比0.8%減）、営業損失は91,235千円（前年同期は営業損失78,523千円）、経常損失は98,971千円（前年同期は経常損失70,950千円）、中間純損失は65,259千円（前年同期は中間純損失46,444千円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

戸建住宅事業の売上高は1,483,427千円（前年同期比3.6%増）、セグメント利益は120,321千円（前年同期比26.4%増）となりました。

中古再生・収益不動産事業の売上高は54,524千円（前年同期比53.6%減）、セグメント損失は17,317千円（前年同期はセグメント利益1,739千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は2,018,673千円（前事業年度末比361,794千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動の結果流出した資金は278,926千円（前年同期は298,349千円の流出）となりました。主な減少要因は税引前中間純損失94,726千円、棚卸資産の増加118,745千円、仕入債務の減少50,431千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動の結果流出した資金は257,024千円（前年同期は341千円の獲得）となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出199,218千円、無形固定資産の取得による支出52,284千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動の結果獲得した資金は174,157千円（前年同期は245,756千円の獲得）となりました。主な増加要因は短期借入金の純増加額178,200千円、長期借入れによる収入200,000千円、セール・アンド・リースバックによる収入154,151千円によるものです。主な減少要因は長期借入金の返済による支出357,462千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が営む事業では生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年 同期比(%)	受注残高 (千円)	前年 同期比(%)
戸建住宅事業	1,077,425	△0.9	2,527,295	△1.1
中古再生・収益不動産事業	37	△99.9	16,755	△57.7
合計	1,077,462	△7.1	2,544,051	△2.0

(注) 1. 戸建住宅事業と中古再生・収益不動産事業のうち請負契約の該当金額を記載しております。
2. その他については、事業の性質上記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
戸建住宅事業	1,483,427	3.6
中古再生・収益不動産事業	54,524	△53.6
その他	16,572	0.9
合計 (千円)	1,554,525	△0.8

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年9月29日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO Pro Market 及び証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market における当社株式の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2023年8月22日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる

場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑩その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

(2) F-Adviser との契約について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行なっております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当 F-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2024年10月1日にフィリップ証券㈱との間で、担当 F-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 F-Adviser を確保できない場合、当社株式は Fukuoka PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は F-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、

公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

(a) Fukuoka PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとし乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を証券会員制法人 福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害す

るおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が Fukuoka PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人 福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人 福岡証券取引所に通知しなければならない。

5【重要な契約等】

株式会社クレバリーホーム（千葉県君津市東坂田 4-3-3）とクレバリーホームフランチャイズ契約を締結しています。

契約期間 契約締結の日より満3年とし、期間満了の3ヶ月までに双方いずれもが相手方に対して本契約を終了させる旨の書面による意思表示をしなかった場合は、本契約は同じ内容で1年間更新されるものとし、以後も同様としております。

契約内容 株式会社クレバリーホームは当社に対して指定営業地域内における「クレバリーホーム」及び「クレバリーホームフランチャイズシステム」の独占店実施権（標章の使用権を含む）を許諾し、当社はこれを受託することとし、当社は、「クレバリーホーム」及び「クレバリーホームフランチャイズシステム」の信用と実績を毀損することなく、株式会社クレバリーホームの定める政策、基準、手続等に従いこれを運営維持すると共に発展、向上させることに努めることとしております。なお、当社は株式会社クレバリーホームに対し、毎月の着工した延床面積に応じた変動ロイヤリティ及び固定ロイヤリティを支払っております。

株式会社くふう住まいコンサルティング（旧社名 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社・東京都品川区上大崎2丁目24-9 アイケイビルディング）とR+house加盟店契約を締結しています。

契約期間 最初の契約締結日から1年とし、期間満了の3ヶ月前までに各当事者のいずれからも相手方に対する書面による更新拒絶の意思表示がない場合、有効期間は、その満了の翌日から起算して更に1年間同一条件にて更新されるものとしております。

契約内容 株式会社くふう住まいコンサルティングが当社に対して、株式会社くふう住まいコンサルティングの提供する経営、システム、販売および技術ノウハウを用いて、「R+house」を販売、施工する権利を与え、当社が株式会社くふう住まいコンサルティングの指導、支援のもとに顧客に対して、住宅販売契約または建築工事請負契約の締結およびその履行を主とする業務を継続して行うことを目的としております。また当社と株式会社くふう住まいコンサルティングは、相互協力により「R+house」事業の拡大・発展ならびに「R+house」ブランドの浸透を目指し、かつ、良質な住宅の供給による顧客の満足を通じて、社会一般の利益に貢献することを目指すものとしております。なお、当社は株式会社くふう住まいコンサルティングに対し、毎月の着工した延床面積に応じた変動ロイヤリティ及び固定ロイヤリティを支払っております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は5,020,345千円で、前事業年度末に比べ227,050千円減少しております。現金及び預金の減少361,794千円、販売用不動産の増加361,702千円、仕掛販売用不動産の減少345,420千円、未成工事支出金の増加76,649千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は1,409,957千円で、前事業年度末に比べ304,086千円増加しております。建物の増加24,533千円、リース資産の増加141,597千円、建設仮勘定の増加32,464千円、ソフトウェア仮勘定の増加42,735千円、繰延税金資産の増加30,335千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は2,638,843千円で、前事業年度末に比べ107,050千円増加しております。短期借入金の増加178,200千円、1年内返済予定の長期借入金の減少41,534千円、前受金の減少59,367千円、未成工事受入金の増加54,492千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は2,464,829千円で、前事業年度末に比べ35,050千円増加しております。長期借入金の減少115,928千円、リース債務の増加150,266千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は1,326,630千円で、前事業年度末に比べ65,064千円減少しております。中間純損失65,259千円が主な変動要因であります。

(3)経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1)業績」に記載の通りであります。

(4)キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2)重要な設備の除去等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,900,000	1,170,000	730,000	730,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,900,000	1,170,000	730,000	730,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年9月26日(注)	729,270	730,000	-	36,500	-	-

(注) 株式分割(1:1,000)によるものであります。

(6)【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
HYホールディングス株式会社 (注)2	島根県松江市鹿島町手結546番地1	490,000	67.12
平儀野 好美	島根県松江市	179,800	24.63
平儀野 由貴	島根県松江市	60,000	8.22
株式会社クレバリーホーム	千葉県君津市東坂田4丁目3番3号	200	0.03
計	—	730,000	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、少数点以下第3位を四捨五入しております。

2. HYホールディングス株式会社は、当社代表取締役平儀野好美の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 730,000	7,300	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	730,000	—	—
総株主の議決権	—	7,300	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market、福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market におけるものであります。

2. 2025年7月から2025年12月については、売買実績はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の発行者情報の公表後、当中間会計期間に係る発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は第1種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の中間財務諸表について、Amaterasu 有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】
(1) 【中間財務諸表】
① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,380,468	2,018,673
完成工事未収入金	101,473	64,099
未成工事支出金	419,655	496,304
販売用不動産	1,365,082	1,726,785
仕掛販売用不動産	875,470	530,050
原材料及び貯蔵品	15,981	18,015
前渡金	4,910	13,431
前払費用	19,350	20,298
その他	65,003	132,686
流動資産合計	5,247,396	5,020,345
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	442,262	466,796
構築物（純額）	8,991	8,605
機械装置（純額）	1,514	2,884
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	4,906	16,972
土地	487,555	495,848
リース資産	-	141,597
建設仮勘定	66,150	98,615
有形固定資産合計	1,011,382	1,231,320
無形固定資産		
ソフトウェア	3,833	4,433
ソフトウェア仮勘定	14,735	57,470
無形固定資産合計	18,568	61,903
投資その他の資産		
投資有価証券	28,841	8,637
出資金	485	485
長期貸付金	3,256	6,932
長期前払費用	10,270	32,629
繰延税金資産	19,167	49,502
その他	13,899	18,545
投資その他の資産合計	75,920	116,733
固定資産合計	1,105,871	1,409,957
資産合計	6,353,267	6,430,303

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	411,616	401,440
短期借入金	1,341,400	1,519,600
1年内返済予定の長期借入金	495,744	454,210
1年内リース債務	-	8,905
未払金	74,377	68,878
未払費用	26,712	32,469
未成工事受入金	92,014	146,507
未払法人税等	747	668
未払消費税等	23,748	-
前受金	61,195	1,828
前受収益	674	674
その他	3,561	3,661
流動負債合計	2,531,793	2,638,843
固定負債		
社債	350,000	350,000
長期前受収益	5,734	5,396
長期借入金	2,019,747	1,903,819
資産除去債務	10,544	15,772
完成工事補償引当金	9,895	8,564
リース債務	-	150,266
長期未払金	29,288	26,126
その他	4,569	4,883
固定負債合計	2,429,779	2,464,829
負債合計	4,961,572	5,103,673
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,500	36,500
利益剰余金		
利益準備金	657	657
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,355,866	1,290,606
利益剰余金合計	1,356,523	1,291,263
株主資本合計	1,393,023	1,327,763
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,328	△1,133
評価・換算差額等合計	△1,328	△1,133
純資産合計	1,391,695	1,326,630
負債純資産合計	6,353,267	6,430,303

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間		当中間会計期間	
	(自	2024年7月1日	(自	2025年7月1日
	至	2024年12月31日)	至	2025年12月31日)
売上高	※1	1,566,256	※1	1,554,525
売上原価		1,208,445		1,178,295
売上総利益		357,811		376,229
販売費及び一般管理費	※2	436,334	※2	467,465
営業損失(△)		△78,523		△91,235
営業外収益				
受取利息		279		2,029
有価証券利息		700		-
受取配当金		55		56
受取補填金		7,419		7,063
受取手数料		5,894		3,981
為替差益		-		670
その他		7,671		1,662
営業外収益合計		22,019		15,463
営業外費用				
支払利息		13,013		21,357
その他		1,433		1,840
営業外費用合計		14,446		23,198
経常損失(△)		△70,950		△98,971
特別利益				
投資有価証券売却益		3,564		4,294
特別利益合計		3,564		4,294
特別損失				
固定資産除却損	※4	173	※4	49
特別損失合計		173		49
税引前中間純損失(△)		△67,559		△94,726
法人税、住民税及び事業税		732		969
法人税等調整額		△21,847		△30,436
法人税等合計		△21,115		△29,466
中間純損失(△)		△46,444		△65,259

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失(△)	△67,559	△94,726
減価償却費	22,710	22,026
固定資産除却損	173	49
投資有価証券売却損益(△は益)	△3,564	△4,294
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	△163	△1,331
受取利息及び配当金	△334	△2,085
有価証券利息	△700	-
支払利息	13,013	21,357
売上債権の増減額(△は増加)	5,991	37,373
棚卸資産の増減額(△は増加)	△376,823	△118,745
仕入債務の増減額(△は減少)	△117,598	△50,431
未成工事受入金の増減額(△は減少)	315,876	54,492
その他	△44,528	△139,110
小計	△253,508	△275,425
利息及び配当金の受取額	334	2,085
利息の支払額	△14,834	△23,926
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△30,341	18,339
営業活動によるキャッシュ・フロー	△298,349	△278,926
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△27,766	△199,218
無形固定資産の取得による支出	-	△52,284
投資有価証券の取得による支出	△1,766	△19,688
投資有価証券の売却による収入	29,040	23,975
その他	833	△9,808
投資活動によるキャッシュ・フロー	341	△257,024
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	318,740	178,200
長期借入れによる収入	100,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△152,984	△357,462
セール・アンド・リースバックによる収入	-	154,151
リース債務の支払による支出	-	△732
社債の償還による支出	△20,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	245,756	174,157
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△52,252	△361,794
現金及び現金同等物の期首残高	1,837,155	2,380,468
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,784,902	※ 2,018,673

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

保証債務

住宅ローン利用者に対する金融機関の融資について保証を行っております（住宅ローン実行までの金融機関からのつなぎ融資に対する保証）。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
顧客（住宅資金借入債務）	214,477 千円	149,460 千円

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は財務諸表「注記事項（収益認識関係）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	45,362 千円	45,196 千円
給料手当	117,126	128,947
法定福利費	24,037	24,821
広告宣伝費	31,069	57,884
支払手数料	68,102	51,918
減価償却費	20,876	21,382

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	1,784,902 千円	2,018,673 千円
現金及び現金同等物	1,784,902	2,018,673

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			その他	合計
	戸建住宅	中古再生・ 収益不動産	計		
一定の期間にわたって認識する収益 (注) 1	1,060,028	94,649	1,154,677	-	1,154,677
一時点で認識する収益 (注) 2	354,738	22,900	377,638	-	377,638
顧客との契約から生じる収益	1,414,766	117,550	1,532,316	-	1,532,316
その他の収益 (注) 3	17,496	16	17,512	16,427	33,939
外部顧客への売上高	1,432,262	117,566	1,549,829	16,427	1,566,256

(注) 1. 注文住宅における請負工事に係る収益であります。

2. 主に、戸建住宅の分譲 (土地のみの分譲を含む) に係る収益であります。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務で、金額的重要性が乏しい、又はごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

3. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃料収入等です。

当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			その他	合計
	戸建住宅	中古再生・ 収益不動産	計		
一定の期間にわたって認識する収益 (注) 1	965,646	52,259	1,017,906	-	1,017,906
一時点で認識する収益 (注) 2	492,634	2,264	494,899	-	494,899
顧客との契約から生じる収益	1,458,280	54,524	1,512,805	-	1,512,805
その他の収益 (注) 3	25,146	0	25,146	16,572	41,719
外部顧客への売上高	1,483,427	54,524	1,537,952	16,572	1,554,525

(注) 1. 注文住宅における請負工事に係る収益であります。

2. 主に、戸建住宅の分譲 (土地のみの分譲を含む) に係る収益であります。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務で、金額的重要性が乏しい、又はごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

3. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃料収入等です。

(セグメント情報等)

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

前中間会計期間 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間財務 諸表計上 額 (注) 3
	戸建住宅	中古再 生・収益 不動産	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,432,262	117,566	1,549,829	16,427	1,566,256	-	1,566,256
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	1,432,262	117,566	1,549,829	16,427	1,566,256	-	1,566,256
セグメント利益又は損 失(△)	95,161	1,739	96,901	△4,425	92,476	△170,999	△78,523

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、簡易宿泊施設の売上等を含んでいます。

2. セグメント利益又は損失の調整額△170,999 千円は、各報告セグメントには配分していない全社費用△170,999 千円になります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費になります。

3. セグメント利益又は損失の合計額は、中間財務諸表の営業損失と一致しております。

当中間会計期間 (自 2025 年 7 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間財務 諸表計上 額 (注) 3
	戸建住宅	中古再 生・収益 不動産	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,483,427	54,524	1,537,952	16,572	1,554,525	-	1,554,525
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	1,483,427	54,524	1,537,952	16,572	1,554,525	-	1,554,525
セグメント利益又は損 失(△)	120,321	△17,317	103,004	△18,723	84,280	△175,516	△91,235

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、簡易宿泊施設の売上等を含んでいます。

2. セグメント利益又は損失の調整額△175,516 千円は、各報告セグメントには配分していない全社費用△175,516 千円になります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費になります。

3. セグメント利益又は損失の合計額は、中間財務諸表の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり中間純損失金額(△)	△63円62銭	△89円40銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株あたり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
中間純損失(△) (千円)	△46,444	△65,259
普通株式に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	△46,444	△65,259
普通株式の期中平均株式数 (株)	730,000	730,000

3 当社は2024年9月26日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月26日付で普通株式1株に1,000株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】
該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月31日

ハウジング・スタッフ株式会社
取締役会 御中

Amaterasu 有限責任監査法人
東京都渋谷区
指定有限責任社員 公認会計士 高山 行紀
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 柳原 常宏
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているハウジング・スタッフ株式会社の 2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの会計年度の中間会計期間（2025 年 7 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハウジング・スタッフ株式会社の 2025 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月31日

ハウジング・スタッフ株式会社
取締役会 御中

Amaterasu 有限責任監査法人
東京都渋谷区
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 行紀
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳原 常宏

監査人の結論

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 127 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているハウジング・スタッフ株式会社の 2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの会計年度の中間会計期間（2025 年 7 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハウジング・スタッフ株式会社の 2025 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について

て報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。